

令和4年9月1日

環境部 環境保全課 様

川間台自治会廃棄物減量等推進員  
矢野 博

### 環境美化区域の看板設置について

前略 川間台自治会区域の環境美化区域指定に対するご尽力、有難うございます。

さて、標記の件ですが、8月17日付で、添付の回答文書を頂きましたが、数点、ご確認させて頂きたい点がありますので、大変恐縮ですが、文書でのご回答方、宜しくお願いします。

「環境美化区域の標示板の標示につきましては、野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例、第10条第3項に基づき、市が見やすい場所に設置することになっており、ご要望の場所への設置は予定していない」との回答を頂いています。

第10条第3項には、「市長は、第1項の規定による指定又は前項の規定により指定を変更した時は、当該区域内の見やすい場所に環境美化区域である旨の標示をするものとする」と記載されています。この文言に対する質問です。

(質問1)「市長は、当該区域内の見やすい場所に環境美化区域である旨の標示をするもの」とありますが、今回、川間台自治会が申請させて頂いた設置場所案は、区域内で最も見やすい場所であり、区域住民のみならず、川間駅乗降者も見ることが出来る最適場所と考えています。

申請書に記載させて頂いた通り、区域内には、既に、数多くの看板(例:防犯パトロール実施中、ごみを捨てるな等)が掲示されており、更に、環境美化区域の看板を数十枚掲示するとなると、外観上も悪く、本条例の趣旨である見やすい場所とは言えないと考えています。

申請書内容は、川間台自治会員の賛同を得ていますので、却下された理由を自治会員に周知する必要があります。よって、第3項の主語は市長となっていますので、これは、市長見解という理解で宜しいでしょうか？

今回の回答文書には、「市が見やすい場所に設置することになっており、ご要望場所への設置は予定していない」と記載されています。この文言に対する質問です。

(質問2)「市が見やすい場所に設置することになっており、……」とありますが、設置場所は市で決めるという事ですか？ そうであれば、条例のどこに、どのように記載されていますか？ 市で、勝手に設置場所を決めるのであれば、設置場所の所有者との協議を含めて、設置作業も市が行うのが当然と考えます。

或いは、区域の者が見やすい場所を協議し決めるという意味ですか？ 自治会により、周囲の環境には大差があります。川間台自治会区域は、川間駅前であり、乗降者も多く、不法投棄のみならず、ポイ捨て等が絶えません。また、アパートも25棟あります。よって、今回の申請は、最も見えやすく、効果が高いと思われる場所を選定した背景があることを理解願います。

「市が見やすい場所に設置することになっており、……」の詳細(設置場所の決定者、設置の作業者等々)をご回答願います。

第10条4項に、「市長は、環境美化区域に対し積極的な支援を行うものとする」と定められていますが、今回の回答は、到底、積極的な支援とは思えません。上述した通り、自治会区域により、周囲の環境は大きく異なります。行政が、画一的に、旧態依然とした対応を行うことは、効率も悪く、住民意識も反映されない時代錯誤のようにも感じます。

(質問3)環境美化区域に対する積極的な支援とは、具体的に、どのような支援なのか、ご提示願います。

以上

PS: 若干厳しい表現もあると思いますが、自治会区域の環境美化を進める推進員として、住民の意見を聞き、協議しながら、行政へお願いしていることを、ご理解願います。